新型コロナウイルスの感染を防ぐ「3つのお願い」

新型コロナウイルス感染症の感染状況として、日常のさまざまな場面での感染が増えています。例えば、家族や職場などの身近な場面や会食等で利用した飲食店で感染が確認されています。身近な環境からの感染拡大を防止するため、次の「3つのお願い」の実践を心がけてください。

1 高齢者や基礎疾患のある方とその家族は、感染予防の徹底を

高齢者や基礎疾患（肥満、糖尿病、高血圧など）のある方はできるだけ不要不急の外出を控えてください。

2 職場内の感染防止対策を徹底しましょう！

風邪の症状が出たら、出勤を控えてすぐに医療機関を受診してください。また、マスクを外す昼食時、喫煙所等では会話を控えるなどの予防が必要です。

3 会食は少人数・短時間で、会話をする時はマスクの着用を

熊本市感染拡大防止実践店のステッカーを掲示している等、感染防止対策をしっかり行っている飲食店を利用し、会食は少人数、短時間で、なるべく普段一緒にいる人と楽しみましょう。

（新型コロナウイルス感染症対策課　☎096-364-3311）

発熱があるときはまず電話相談を！

冬は新型コロナウイルス感染症の脅威に加え、季節性インフルエンザの流行期です。発熱などの症状がある場合は、かかりつけ医や最寄りの医療機関などにまず**電話相談**して受診するようにしてください。

・相談する医療機関に迷う場合は、発熱患者専用電話に相談ください。診療・検査ができる医療機関を案内します。
・新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談は、県コールセンター（☎096-300-5909）へ。

（新型コロナウイルス感染症対策課　☎096-364-3311）

タクシーの感染防止対策を支援します

新型コロナウイルスの影響により、利用者が減少し、厳しい状況が続いているタクシー事業者を支援するため、感染防止対策に係る経費等への補助を行います。

助成対象期間　令和2年8月4日～令和3年2月28日
対象者　市内に本社（個人事業者においては住所）または営業所を置くタクシー事業者
補助率　助成対象経費の10/10
補助上限額　タクシー保有台数×1万円
申　請　1月4日～3月1日まで（消印有効）に郵送で〒861-8601 熊本市タクシー感染防止対策支援受付担当へ

助成対象経費の内容や申請書についてなど詳しくは、市ホームページまたは熊本市タクシー感染防止対策支援受付窓口へ。

（熊本市タクシー感染防止対策支援受付窓口　☎096-328-2509）

熊本地震の支援金等の申請はお済みですか？

平成28年熊本地震に関する以下の支援金等の申請がお済みでない場合は、一度窓口へ相談ください。

チェック	支援制度	対象世帯	申請期限
☑	**災害見舞金** 全壊世帯　5万円 半壊、大規模半壊世帯　3万円 1か月以上の重傷　3万円	・全壊の被害を受けた世帯 ・大規模半壊または半壊の被害を受けた世帯 ・1か月以上の重傷を負った方 ※「重傷を負った方」は、平成28年熊本地震によって直接的なけがをされた方が対象です。	
☑	**災害義援金** 被害区分に応じて3～107.7万円	・全壊の被害を受けた世帯 ・大規模半壊または半壊の被害を受けた世帯 ・半壊の被害を受け、やむを得ずその住宅が解体された世帯 ・1か月以上の重傷を負った方 ・一部損壊の被害を受け、修理費用に100万円以上支出した世帯	**令和3年5月13日**
☑	**被災者生活再建支援金** 被害区分や再建方法に応じて37.5～300万円支給	・全壊の被害を受けた世帯 ・大規模半壊の被害を受けた世帯 ・半壊の被害を受け、やむを得ずその住宅が解体された世帯 ・敷地に被害が生じ、やむを得ずその住宅が解体された世帯	
☑	**リバースモーゲージ利子助成金** 自宅再建のためのリバースモーゲージ型融資に係る利子の一部を助成	・一部損壊以上の被害を受け、熊本県内の再建先に入居した世帯	**令和3年3月31日**
☑	**自宅再建利子助成金** 自宅再建のための融資に係る利子の一部を助成	熊本県内の再建先に入居した以下の世帯 ・全壊の被害を受けた世帯 ・大規模半壊の被害を受けた世帯 ・半壊の被害を受け、やむを得ずその住宅が解体された世帯 ・応急仮設住宅を退去した世帯 ※自宅再建利子助成には収入要件があります。	
☑	**民間賃貸住宅入居支援助成金** 民間賃貸住宅に入居した際の初期費用分として一律20万円助成		
☑	**転居費用助成金** 再建先へ転居した際の費用として一律10万円助成		

※以下の制度は申請期限が過ぎていますが、やむを得ない理由で申請できなかった方は申請できる場合があります。相談ください。
・一部損壊の被害を受け、平成28年4月～平成29年4月の間に児童扶養手当を受給した世帯への災害義援金
・一部損壊の被害を受け、世帯全員が平成28年度の住民税が非課税である世帯への災害義援金
・全壊・大規模半壊・半壊・解体世帯の非課税世帯への災害義援金

申請受付　熊本地震支援金申請窓口（区役所内、平日 午前9時～午後4時）　（熊本地震支援金コールセンター　☎0570-003-157）